

令和 6年 5月31日

吾妻木質燃料（株）

黒田 栄作 様

群馬県知事 山 本 一 太



一般 建設業の許可について（通知）

令和 6年 4月 26日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、  
通知する。

記

許 可 番 号	群馬県知事 許 可（ 般 一 6 ） 第 25924 号
許 可 の 有 効 期 間	令和 6年 5月 31日 から 令和 11年 5月 30日 まで
建 設 業 の 種 類	
	とび・土工工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和11年 4月 30日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)